# Ⅰ　はじめに

幸手市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の規定（抜粋参照）に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会へ提出するとともに、市ホームページ等で公表しております。

この「教育委員会の事務に関する点検及び評価報告」は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善に繋げていく取組です。

幸手市教育委員会では、令和６年３月に策定された「第３次幸手市教育大綱」を踏まえ、学校・家庭・地域・各団体との連携を図りながら、「子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち」、「市民が学び、市民が活躍できるまち」の実現に向けて、４つの柱を基本目標とした施策の推進に、重点的に取り組んでまいりました。

◆ 基本目標 ◆　１　学校教育内容の充実と学校教育環境の整備
２　青少年の健全な育成　　４　歴史・伝統文化の継承と活用
３　社会教育の充実

学校教育分野では、「幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針」に基づき、令和９年４月から開校する義務教育学校と、さかえ小学校の上高野小学校への統合に向けて、前年度に引き続いて順次、準備委員会や専門部会を開催し、準備、検討及び調整を進めました。

また、文部科学省から指定を受けたリーディングＤＸスクール事業において、市内５校が指定校として実践研究を進めるとともに、生成ＡＩパイロット校事業の指定箇所・指定校にもなり、その成果を全国に発信しました。さらに、埼玉県教育委員会から道徳教育推進モデル校の指定を受け、小・中９カ年を見通した道徳教育の研究を推進しました。

社会教育分野では、市内の公民館においてＬＥＤ化工事に着手するとともに、公民館クラブ活動への理解を一層深めるため「公民館クラブ活動参観・体験週間」を全公民館で実施しました。図書館では、電子図書館サービスを導入し、利便性の向上と多様な利用者へのサービスの充実を図りました。

本報告書は、市民の皆様への説明責任を果たし、教育行政の成果と課題を共有するため、令和７年度に幸手市教育委員会が行った事務事業の点検及び評価を実施し、結果をまとめたものです。

なお、点検及び評価を行うにあたっては、外部評価者として元公立小学校長　中山善廣氏、日本保健医療大学講師　正田泰基氏に協力を依頼し、いただいたご意見を、「意見・提言」に掲載しています。

**－地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）－**

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。